

令和6年能登半島地震の被害により被災した世帯の皆様へ  
生活福祉資金貸付制度のご案内

**特 例 貸 付**  
**緊 急 小 口 資 金**  
一時的な生活費にお貸しします

**貸付内容**

○対象世帯

- (1) 令和6年能登半島地震による被災により、災害救助法の適用となった地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
  - (2) 本特例措置の貸付対象の前提となる地域から新潟県へ避難した者のうち、今後、県内に当分の間（1月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる者で本特例措置による貸付が必要と認められ、当座の生活費を必要とする世帯。
- ※1世帯あたり1回のみのお貸しです。なお、審査の結果、貸付できない場合もあります。

○貸付限度額 10万円以内（特別の場合 20万円以内）

※特別の場合

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ②世帯員に要介護者がいるとき。
- ③世帯員が4人以上いるとき。
- ④前各号に掲げるもののほか、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で特に新潟県社会福祉協議会会長が認めるとき。

○据置期間 1年以内

○償還期間 据置期間経過後2年以内

○貸付利子 無利子（但し、償還期間終了後から延滞利子[年3.0%]がかかります。）

○実施主体 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

**持参いただくもの**

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票等）
- 送金及び返済のための通帳又はキャッシュカード、銀行印（ネット銀行を除く）

**受付期間** ○令和6年1月15日 ~ 当分の間 午前10:00 ~ 午後15:00

※1月中は、土日も受け付けいたします。

**受付場所**

- 新潟市総合福祉会館 1階 福祉総合相談センター（新潟市中央区八千代1-3-1）
- 西区社会福祉協議会 西区役所健康センター棟1階（新潟市西区寺尾東3-14-41）

※各受付場所の駐車場は、台数に限りがございます。満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

お問い合わせ

新潟市社会福祉協議会 権利擁護推進係（025-248-4545）